

平成20年3月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第9号公文書不開示処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年1月29日

判 決

原告 宮部龍彦

被告 鳥取県

鳥取市東町1丁目220番地

同代表者兼処分行政庁 鳥取県知事

同訴訟代理人弁護士 平井伸治

同 寺垣琢生

同 本田幸則

同 北館篤広

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 鳥取県知事が、平成18年11月29日付けで宮部慎太郎に対してした公文書部分開示決定のうち、「部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書、受講者名簿」の加点研修の実績報告書に記載された受講者の氏名、役職、合否及び所属並びに講師の氏名、所属等（一部）（これらを併せて「本件非開示情報」という。）を開示しないとした部分（以下「本件不開示部分」という。）を取り消す（甲事件）。
- 2 鳥取県知事は、宮部慎太郎に対し、本件非開示情報を開示せよ（乙事件）。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

宮部慎太郎（以下「慎太郎」という。）は、鳥取県知事に対し、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「本件条例」という。）6条1項に基づき、「部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書，受講者名簿」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求（以下「本件公文書開示請求」という。）したところ，鳥取県知事は，本件非開示情報を開示しないこととし，本件公文書のそのほかの部分を開示することとした（以下「本件決定」という。）。

本件は，原告が，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び本件条例により，取消しについての法律上の利益を有し，原告適格があるとして，被告に対し，本件決定のうち本件不開示部分の取消しを求めるとともに（甲事件），行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき，本件非開示情報の開示の義務付けを求めた（乙事件）事案である。

2 本件条例の定め

第1条（目的） この条例は，県政に対する県民の知る権利を尊重して，公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより，県の諸活動を県民に説明する責務を全うし，もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

第5条（開示請求権） 次に掲げるものは，実施機関に対して，当該実施機関の保有する公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては，そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内に所在する学校に在学する者
- (4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有

するもの

第16条（開示請求者以外への公文書の開示）1項 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出（以下「開示申出」という。）があったときは、第6条から前条まで（第7条第5項及び第6項、第11条並びに第14条を除く。）の規定の例により、これに応ずるよう努めるものとする。

3 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定め

第1条（目的） この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

4 前提となる事実（争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 鳥取県知事は、本件条例上の実施機関（本件条例2条）であり、本件決定をした行政庁である。被告は、鳥取県知事の所属する地方公共団体である。

(2) 原告は、鳥取県知事に対し、本件条例16条に基づき、本件公文書の開示を申し出たところ、鳥取県知事は、本件非開示情報を除いて、本件公文書を開示する旨の回答をした。原告は、本件非開示情報が開示されなかったことに不満を持ち、鳥取県内に住所を有する慎太郎に対し、本件公文書の開示請求を行うよう依頼した（弁論の全趣旨）。

(3) そこで、慎太郎は、本件公文書開示請求をしたところ、本件決定を受けたので、鳥取県知事に対し、平成19年1月16日付けで、本件非開示情報を開示しなかったことについて異議を申し立てた。鳥取県知事は、同年5月30日付けでこれを棄却した。

5 本案前の争点

(1) 甲事件について

原告は、法律上の利益を有する者（行政事件訴訟法9条1項）として、原告適格を有するか。

(2) 乙事件について

義務付けの訴えの訴訟要件が存するか。

6 当事者の主張

(1) 甲事件について

ア 原告の主張

本件決定は、原告の開示申出に対する鳥取県知事の部分開示の回答を受け、原告から依頼された慎太郎がした本件公文書開示請求に対するものである。また、本件非開示情報は、公共事業に関わるものであって、鳥取県在住者以外の者も利害を有する公共性のある情報である。

したがって、原告は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び本件条例により、本件決定のうち、本件不開示部分の取消しにつき法律上の利益を有する者（行政事件訴訟法9条1項、2項）に該当する。

イ 被告の主張

本件決定は、慎太郎に対してなされたものであり、原告は、そのうちの本件不開示部分の取消しを求める法律上の利益を有する者（行政事件訴訟法9条1項、2項）に該当しないから、原告適格を有していない。

(2) 乙事件について

ア 原告の主張

(1)アと同じ。

イ 被告の主張

原告は、本件不開示部分の取消しを求める申請又は審査請求（行政事件訴訟法37条の3第2項）をしていないから、原告適格を有していない。

また、本件決定は、それが「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」（同条の3第1項2号）ものではないから、原告の訴えは、訴訟要件を具備していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（甲事件）について

本件決定は、上記のとおり、慎太郎に対してなされたものであり、原告は、本件決定の相手方ではないが、行政庁の処分等の相手方以外の者も、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有すれば、当該処分等の取消訴訟を提起することができる。そこで、原告が本件不開示部分の取消しについて、法律上の利益を有するか否かについて判断する。

本件条例の目的は、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することにあるところ、原告は、鳥取県の県民ではなく、県政に直接利害を有する立場にない。また、原告の開示申出と慎太郎の本件公文書開示請求は、法律上別個の行為であり、原告が本件決定のうちの本件不開示部分によって、直接に不利益を受けたとはいえない。

原告は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び本件条例により、本件不開示部分の取消しにつき法律上の利益を有すると主張する。しかし、同法の目的は、公共工事に関する情報を公表して、公共事業に対する国民の信頼を確保し、これを請け負う建設業の健全な発達を図ることにあり、本件条例と目的を共通にするとはいえないから、原告が本件不開示部分の取消しを求める法律上の利益を有するか否かを判断する際に、直ちに参酌することはできない。

以上からすれば、原告は、本件不開示部分の取消しを求めるにつき、法律上の利益を有する者に該当しないから、甲事件について、原告適格を有していないというべきである。

2 争点(2)（乙事件）について

乙事件は、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づく義務付け訴訟であるところ、同訴訟は、法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる（同条の3第2項）。そして、本件決定の前提となる本件公文書開示請求を行ったのは、慎太郎であって、原告ではないから、原告が上記義務付け訴訟の原告適格を有していないことは、明らかである。

第4 結論

以上によれば、本件訴えは、いずれも不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり判決する。

鳥取地方裁判所民事部

裁判長裁判官 古 賀 輝 郎

裁判官 亀 井 宏 寿

裁判官 野 口 登 貴 子